

「事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応についての一部を改正する件（告示案）」に関する意見募集の結果について

平成29年4月28日
個人情報保護委員会事務局

個人情報保護委員会においては、本年2月22日（水）から3月23日（木）まで「事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応についての一部を改正する件（告示案）」につきまして、広く国民の皆様からの御意見を募集しました。

その結果、この意見募集に対して2の個人から延べ4件の御意見が寄せられ、これら御意見に対する当委員会の考え方について、別紙のとおり取りまとめました。

また、お寄せいただいた御意見を踏まえ、本日、「事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応についての一部を改正する件」を定め、平成29年5月30日から施行することとなりましたのでお知らせします。

御意見をお寄せいただいた皆様に感謝申し上げますとともに、引き続き、当委員会の活動に御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。